

## 第1部

- 1 会議の日時 平成30年11月19日(月)午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室
- 3 出席者の氏名

(1) 委員

大田紀子 委員、桑波田和子 委員、末吉永久 委員、田中大介 委員、民内順子 委員、  
中橋一夫 委員、松村雅生 委員(委員:五十音順)

(2) 事務局

倉原敏哉 審査情報課長、伊藤正文 審査情報課副課長、情報公開班職員

4 会議に付した議題

- (1) 千葉県情報公開推進会議の平成29年度活動実績等について
- (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

5 議事の概要

議事に入る前に、会議録署名人として、中橋委員を指名した。

(1) 千葉県情報公開推進会議の平成29年度活動実績等について

事務局から、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の平成29年度活動実績等について、以下のとおり報告があった。

ア 平成29年度の活動実績について

平成30年1月22日に、第1回会議を行い、主な内容として、①会長の選出及び職務代理者の指定、②千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の改正についての質疑等、③苦情処理調査部会(以下「部会」という。)が処理した14件の苦情の処理結果について報告、④情報公開制度の運営の改善に関する意見書について質疑があった。

申出人3名から11件の苦情申出があり、平成29年6月15日の部会では平成28年度申出分の3件、平成30年1月22日の推進会議では7件、平成30年3月15日の推進会議では8件の審議を行った。

これら審議案件のうち推進会議から実施機関に対して是正等に関する意見を通知した案件は7件となっており、その内容は主として次のとおりであった。

苦情事案1 : 決定通知書送付の遅延及び当該通知書の送付用封筒に差出人の記載がないこと

苦情事案2 : 決定期限後に開示決定等がされたこと

苦情事案4及び7 : 理由附記の不備の訂正の遅延並びに情報公開審査会(以下「審査会」という。)への理由説明書提出及び異議申立人への

#### 理由説明書送付の遅延

- 苦情事案 8 : 行政文書開示請求書の交付の際に費用を請求されたこと  
苦情事案 10 : 決定通知書における開示請求日の記載誤り  
苦情事案 11 : 審査会への諮問の遅延及び審査請求人への諮問通知の遅延
- 前回の非公開における推進会議の苦情処理審議の際に会長より推進会議の是正等の意見を受けて関係実施機関にどのような効果があったのかとの意見を受けて、事務局が事後調査を行ったところ、「苦情申立処理 是正意見を受けた実施機関の改善状況一覧（平成28年度～平成30年度 全16件）」のとおり、推進会議からの是正通知後には繰り返しの苦情の申出には至っておらず、推進会議の意見を尊重して適正な事務処理に努めていると認められる。

#### イ 開示請求等運用状況について

平成29年度の請求（申出）状況については、対前年度比で76件の増となっており、うち申出は1件の増であった。請求に対する決定は、対前年度比で1,845件の増となっている。

なお、請求件数と決定件数に差が生じる理由は、請求件数は開示請求者から申請のあった開示請求書1件に対して、関係する実施機関は複数に及ぶ場合もあることから双方の件数間に差が生じている。

実施機関別の決定件数は、例年知事部局が4割程度を占めていたが、平成29年度には、57.6%と大幅な伸びとなっている。一方、第2位の教育委員会では、対28年度比で大幅な減少が見られ、この結果、請求内容は知事部局の保有する行政情報に関心が向かっている傾向を示している。なお、公安委員会、警察本部を含むその他については、第3位の占有割合で、おおむね例年どおり推移している状況にある。

請求の処理状況は、対28年度比では、開示決定の割合がプラス3.8%と増加となっており、これに対して部分開示、不開示の割合は、それぞれ、マイナス3.2%、マイナス0.3%と減少傾向を示している。

決定件数の各県比較については、千葉県がやや突出している。

昨年度の不服申立ての件数は、92件となっており、対28年度比では、マイナス102件の減少となっている。減少の主な理由は、特定の者からの教育委員会に対する不服申立てが大幅に減少したためである。知事部局に対する不服申立てについては、対28年度比で49件の増となっており、知事部局が保有する行政情報への関心の度合いが高まっている傾向を示している。

不服申立ての処理状況については、審査会から23件の答申が出されている。審査会では、平成28年10月から2部会制を3部会制に変更するなどして審査の迅速化に努めている。更に1つの諮問案件に関して2、3回程度の審議で審議を終結させるなど短期間で審議が終結するよう努めているが、一方で、審議に慎重を期す必要があるため諮問から答申まで長期にわたっているものもある。昨年度末の未処理件数

は、28年度と比較すると新規申立て件数を含めて54件増の445件となっている。

ウ 情報提供の状況について

平成29年度の公表資料件数は、2,300件である。

行政資料有償頒布状況については、275種類、合計12,893部の販売となっており、販売部数が最も多かったのは千葉県職員録であり、続いて公用文作成の手引であった。

上記説明の後、会長から教育委員会への請求が減少し、知事部局への請求が増加した理由について質問があり、事務局から、教育委員会へ請求している特定の人物からの請求が減少し、一方で、特に医療関係で関心を抱いている特定の人物が請求しているためとの説明があった。

(3) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書（3件）について

事務局から、情報公開制度の運営の改善に関する意見書（以下「意見書」という。）について、以下のとおり報告があった。

ア 意見書1について

本件意見書に記載されている案件は、平成29年12月に不開示決定等がされ、当該決定については、本件意見書提出者が平成30年3月に審査請求をしており、県警本部は、同年5月に審査会に諮問をしている。

実施機関が行った開示・不開示の判断の妥当性について審議及び判断する権限を有しているのは、審査会である（条例第27条の2第3項参照）。

イ 意見書2について

本件意見書は、推進会議の権限に、千葉県個人情報保護条例に基づくものについての苦情申出や制度運営改善の意見に対応することを追加すべきである、との意見である。

個人情報の取扱いに係る苦情の受付及び処理に関することは、実施機関で行うこととされている（千葉県個人情報保護条例第50条、知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱参照）。

個人情報保護制度の運営改善に関する意見を受け付ける担当部署について特に定めはないが、千葉県個人情報保護条例を所管している審査情報課個人情報保護班が、上記意見を受け付けているところである。

ウ 意見書3について

本件意見書は、ゆうパックの場合でも、切手により郵送費用を納付することを認めるべきである、との意見である。

行政文書の写し等の交付する一手段としてゆうパックが用いられてきたが、その送付費用については、意見書が提出された平成30年4月27日時点では、現金・定額小為替により納入を依頼しているところであり、切手での納入は受け付けていない

状況であった（別紙：旧案内文参照）。

その後、送付等を担当する部署（審査情報課相談調整班）が郵便局に確認したところ、送付費用の支払いについては切手での支払いも可能とのことであったため、平成30年10月17日より、切手による納付も認めているところである（別紙：新案内文参照）。

#### オ 検討

松村会長 3件の意見について、事務局の調査の結果、一部改善の結果について報告がありました。委員から御意見・御質問等ございますか。

推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を提出いただいて、議論することになっています。この会議での議論の結果をホームページで掲載しております。

国の場合でも個人情報保護制度があるわけですが、苦情の取扱いというのは、制度の中でかなり重要な役割と認識されていまして、個人情報保護制度の中に苦情をいかに取り扱っていくかという仕組みを作るというのが基本的な考えです。情報公開制度において推進会議を置いたのよりも本来は苦情処理制度がより充実している仕組みのはずなのですが、この件について、具体的に審査情報課で苦情を受け付けているのでしょうか。あるいは、改善を図ったという経緯があるのでしょうか。

事務局 苦情を受け付けるのは、自己情報開示請求があった担当課になりますので、こちらでは分かりません。

松村会長 実施機関を通じて共通的な運営事項について制度改善の苦情意見が出てくれば、政策担当としての審査情報課等で検討いただければよいのではないのでしょうか。

それでは、議題2も終わったということで第1部は終了となります。最後に本日傍聴されている方々で、御意見等を述べたいという方はおられますか。

傍聴人1 資料1-2ですが、不服申立ての状況の報告がありました。不服申立ての処理状況が依然として解決されていない。これを見ましても、前年度未処理が391件で、新規の申立てが92件、併せて483件が昨年度あったということになると思います。年度末未処理が445件で、約50件前年度より増えているということになると思います。事務処理としては申立ての順にされていると思いますので、これが年間で40件の処理ができたということになりますと、未処理の約500件を40で割ると10年くらいかかるということになるのですが、こういう評価でよろしいのかどうか。それからこの解決方法としてまず事務局から提案されてしかるべきではないかと思うのですが、いかがで

しょうか。その上で、委員のみなさんの御判断をいただきたいとお願いしたいと思います。

松村会長 県では、事案ごとに処理に何年かかっているというデータはないんですか。

事務局 今抱えている件数に対する処理の経過年数は追っています。処理年数が平均して2年ぐらいかかっています。

松村会長 経年的な数字を見てみたいと思います。データの整理をお願いします。今の時点で事務局の方からこのように努力をしているとか改善しているとか何か述べることは可能ですか。

事務局 事務処理の方で鋭意努力をしています。ただ、新規で立て続けに審査請求が来ているということで、処理が追いつかない状況です。審査が更に短期になるような工夫はしておりますが、他県の処理状況と比べますと、1件の諮問に対する審議がおよそ2回、3回程度で済まされているので、千葉県は短期で処理はしています。28年度までは、審議と答申を1回で処理する努力をしておりましたが、諮問されている案件が慎重を期す上でさらに期さなければならぬ細かい情報の分析もありますので、その点を加味すると、2回、3回の審議で処理せざるを得ない。そうすると、今のペースでは、諮問の受付日を優先すると、どうしても、2年強の期間を要してしまう状況です。

松村会長 事務局の方でもデータを分析していただいて、機会を見つけて、検討したいと思います。

傍聴人1 事務局から2年で処理ができているとの話でしたが、表からだと2年に収まっているようには思えないです。時間経過が見えるようなデータの出し方も是非お願いしたいと思います。

事務局 そのように整理をさせていただきたいと思います。

松村会長 傍聴人の方、どうぞ。

傍聴人2 個人情報については、実施機関に異議申出するんですか。

松村会長 推進会議は、情報公開制度の事務の問題について意見と苦情を受け付けるという形になっています。個人情報制度については、推進会議の所管とはなっておりません。

傍聴人2 個人情報は違うんですね。個人情報保護条例に関する異議申出の方だって、行政不服審査法がよくなったじゃないですか。それに併せて変えた方が良くないと提言するのはここではないということですね。

松村会長 県政に関する意見要望という形で受け付けるという仕組みは一般論としてあると思います。それ以外に、個人情報制度について具体的な苦情というのは、実施機関で受け付けて、個人情報保護制度の中でも実施

機関として苦情に対応するという仕組みはあります。

傍聴人2 前に教育委員会に対して個人情報を請求したことがあるのですが、その時の異議申立てはどこにしたのでしょうか。

松村会長 不服申立ては、実施機関に対して行います。

傍聴人2 教育委員会ですね。ここに教育委員会についてのもも載っているということは、ここの管轄ではない。

松村会長 情報公開制度と個人情報保護制度を分けています。こちらは、情報公開制度だけです。

傍聴人2 この方の改善に関する意見書は、ここで扱うものではないと。

松村会長 本来的にそうです。

傍聴人2 行政不服審査法が変わったので、情報公開条例をこういうふうに改善した方が良いと言ってもらえるといいなと思います。

それと、会議録一般についてですが、会議録を作らないとか簡単なものしか作らないではなくて、しっかり作るようにここで提言はできますか。

松村会長 具体的に意見としていただいていますか。

国の場合には、情報公開制度とは別途、公文書管理法を作って、そこで文書の作成義務を課しています。ただ、文書を作る作らないというのは、微妙な問題で、ガイドライン等で運用改善するとされており。

千葉県の場合は、公文書管理条例はないので、公文書管理条例を作るよう県政に対する一般的な要望としてお出しいただくか、あるいは、情報公開に関連するものとして御意見いただければ、推進会議のテリトリーに入ってくると思います。

よろしいですか。

以上で、第1部を終了します。